

各学校（保育所等）の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校安全部長 朝倉博美

（公印省略）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び独立行政法人
日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正について

平成31年度以降の共済掛金額及び死亡・障害見舞金額の改定等の予定については、平成30年10月15日付け及び平成31年1月7日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、このたび、平成31年4月23日に独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「政令」という。）が閣議決定されました。これにより、平成31年4月26日付けで、政令及び日本スポーツ振興センターに関する省令（以下「省令」という。）が改正され、また、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成三十一年度以後の共済掛金の額を定める等の件が公布されることとなりますので、その概要を下記のとおりお知らせします。

なお、改正される政令及び省令等、その詳細については、当センターホームページ（URL: <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）にて御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 共済掛金額及び免責特約に係る掛金額の改定

【別紙】上段参照

2 死亡・障害見舞金額の改定

【別紙】下段参照

3 年度途中で設置された保育所等に対する契約締結期限及び共済掛金の支払期限の設定

5月2日から当該年度の末日までの間に経営を開始した保育所等における契約締結期限及び共済掛金の支払期限は、「その経営を開始した日の属する月の翌月の末日」（例：7月1日に経営を開始した保育所等の期限は、8月31日）となります。

ただし、本規定の適用は、保育所等の経営の開始に伴い、新たに災害共済給付契約を締結する設置者に限られますので、既に契約を締結している設置者が保育所等を増設する場合は、各地域事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】

地域	担当部署	電話番号
北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	仙台業務推進課	022-716-2106
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野	運営調整課	03-5410-9158
愛知・岐阜・三重・富山・石川・福井・静岡	名古屋業務推進課	052-533-7821
大阪・奈良・和歌山・滋賀・京都・兵庫	大阪業務推進課	06-6456-3601
鳥取・島根・山口・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知	広島業務推進課	082-511-2822
福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄	福岡業務推進課	092-738-8720

災害共済給付に係る共済掛金額

全国（沖縄県除く）

		現行掛金額	改定後掛金額	改定幅
		円	円	円
義務教育諸学校		920	920	0
高等専修学校	全日制 昼間学科	1,840	2,150	310
	定時制 夜間等学科	980	980	0
	通信制 通信制学科	280	280	0
	高等専門学校	1,880	1,930	50
幼稚園		270	270	0
幼保連携型認定こども園		270	270	0
保育所等		350	350	0
要保護		40	40	0

沖縄県

		現行掛金額	改定後掛金額	改定幅
		円	円	円
義務教育諸学校		460	460	0
高等専修学校	全日制 昼間学科	920	1,075	155
	定時制 夜間等学科	490	490	0
	通信制 通信制学科	140	140	0
	高等専門学校	940	965	25
幼稚園		135	135	0
幼保連携型認定こども園		135	135	0
保育所等		175	175	0
要保護		20	20	0

免責の特約に係る掛金額

	現行掛金額	改定後掛金額	改定幅
	円	円	円
義務教育諸学校 高等学校（(通)以外） 高等専修学校（(通)以外） 高等専門学校 幼稚園 幼保連携型認定こども園 保育所等	25	15	△10
高等学校（通） 高等専修学校（通）	2	2	0

死亡・障害見舞金の改定額

区分	現行見舞金額	改定後見舞金額	改定幅
	千円	千円	千円
死亡見舞金	28,000 (14,000)	30,000 (15,000)	2,000 (1,000)

障害見舞金	第1級	37,700 (18,850)	40,000 (20,000)	2,300 (1,150)
	第2級	33,600 (16,800)	36,000 (18,000)	2,400 (1,200)
	第3級	29,300 (14,650)	31,400 (15,700)	2,100 (1,050)
	第4級	20,400 (10,200)	21,800 (10,900)	1,400 (700)
	第5級	17,000 (8,500)	18,200 (9,100)	1,200 (600)
	第6級	14,100 (7,050)	15,100 (7,550)	1,000 (500)
	第7級	11,900 (5,950)	12,700 (6,350)	800 (400)
	第8級	6,900 (3,450)	7,400 (3,700)	500 (250)
	第9級	5,500 (2,750)	5,900 (2,950)	400 (200)
	第10級	4,000 (2,000)	4,300 (2,150)	300 (150)
	第11級	2,900 (1,450)	3,100 (1,550)	200 (100)
	第12級	2,100 (1,050)	2,250 (1,125)	150 (75)
	第13級	1,400 (700)	1,500 (750)	100 (50)
	第14級	820 (410)	880 (440)	60 (30)

(注) () 内は、通学中の災害（死亡見舞金にあっては突然死を含む）に係る給付金額を示す。